

マイナンバー制度がはじまります

★10月以降、個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」が送付されます

「通知カード」は住所、氏名、性別、生年月日のほか、社会保障や税の手続きで使用することになる「個人番号(マイナンバー)」が記載された大切なカードです。紛失しないよう大切に保管してください。

「通知カード」は住民票の住所地に世帯単位で簡易書留により送付されます。住民票の住所と異なるところに住んでいる方は、現在お住まいの市町村に住民票を移してください。

※ただし震災被災者やDV被害者など、やむを得ない事情により住民票を移すことができない場合はお問い合わせください。



通知カード(案)

問合せ先 市民課(内線313)

★事業者の方もマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、事業者の方も社会保障や税の手続きにおいてマイナンバーや法人番号を利用します。

[主な利用手続き]

- 源泉徴収票や報酬などに係る支払調書の提出
健康保険や厚生年金、雇用保険などの資格取得届の提出
※関係書類の様式も変更されますのでご注意ください。

法人番号は13桁の数字で、10月以降に法人などの本店所在地に通知が届きます。

※法人の支店や事業所、個人事業者の方には送付されません。

マイナンバー利用にあたっての注意点

- マイナンバーは法令で定められた利用目的以外の利用・提供はできません。
本人からマイナンバーを取得する際は、「個人番号カード」の確認など厳格な本人確認が必要です。また、マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、いま一度対策の見直しをお願いします。

問合せ先 全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178

情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するための情報公開制度や、市が業務上保有し利用する市民の皆さんの個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、市民の皆さんの権利利益を保護するための個人情報保護制度を設けています。このたび、平成26年度の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

制度の実施状況(平成26年度)

Table with 5 columns: 請求件数, 開示, 部分開示, 不開示, 不存在. Total requests: 17, Opened: 6, Partially Opened: 8, Not Opened: 0, Non-existent: 3.

※個人情報の開示請求、訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

また、個人情報保護制度では、市の各所属が行う個人情報を取り扱う事務やその内容を「個人情報事務取扱登録簿」に登録し、市民の皆さんが閲覧できるようにしています。



問合せ先 情報公開総合窓口(内線216)

後期高齢者歯科健診実施のお知らせ

虫歯などの早期発見・早期治療とともに、歯磨き指導などを行うことにより、口中の環境を改善し、誤嚥(食べ物や異物を気管内に飲み込んでしまうこと)による肺炎など、高齢者の方に多く発生する病気の予防のきっかけ作りを目的として、後期高齢者歯科健診を実施します。

対象者 昭和14年4月1日〜昭和15年3月31日生まれの方

※対象者の方へ8月上旬に「歯科健診のご案内」などの書類を送付します。

受診期間 9月1日(火)〜11月30日(月)

※受診前に医療機関への予約が必要ですが、受診先 県内の歯科医療機関の一部実施しない医療機関がありますので、送付書類でご確認ください。

受診内容 口腔診断、歯周病、口腔衛生診断、嚥下(食べ物を飲み込む)機能の検査

持ち物 送付書類一式、被保険者証

費用 無料
※健診の結果、治療の必要がある場合は別途治療費がかかります。

問合せ先

富山県後期高齢者医療広域連合 ☎465-7504

パパ・ママ教室のお知らせ

とき 8月22日(土) 午前9時30分〜正午

ところ 市民健康センター
内容 パパ・ママいっしょに子育て(講義)、赤ちゃんへの接し方・沐浴のしかた(実技)など

対象者 平成27年10月〜12月に出産予定日のパパとママ

参加費 無料
持ち物 母子健康手帳、タオル、筆記用具

申込方法 8月17日(月)までに、電話にてお申し込みください。

申込み・問合せ先 市民健康センター ☎475-8011

マタニティママ応援事業を実施しています

市では、妊娠から出産期までの経済的負担を軽減するため、「マタニティママ応援手当」を支給します。また、妊婦の方の精神的負担を軽減

できるような相談支援も随時行っていますので、ぜひご利用ください。

対象者 次の①・②のいずれにも該当する方

- ①平成27年4月1日以降において、市内に住所を有し、妊娠16週を迎えた妊婦の方
②出産予定日において、市内に住所を有する見込みである妊婦の方

※経過措置(平成27年度限り)として、平成27年3月31日現在において、妊娠17週以上の妊婦の方も助成の対象となります。

支給額 胎児1人につき 1万円

申請方法 滑川市マタニティママ応援手当申請書、母子手帳、印鑑(シャチハタ不可)、本人と確認できる身分証明書を市民健康センターまで持参してください。

※対象者以外の方が代理で申請される場合は委任状および代理人本人の身分証明書が必要となります。

申請期間 妊娠16週を迎えた日から出産予定日の前日まで
※平成27年3月31日時点で既に母子手帳を交付されている方については、妊娠16週を迎えた日から出産後6カ月以内

申請・問合せ先

市民健康センター ☎475-8011

児童扶養手当制度

■現況届の手続きを忘れずに児童扶養手当を受給している方は、毎年「現況届」を提出することになっています。この届出をしないと手当を受取る資格がありません。8月以降の手当てが受けられなくなり、必ず8月3日(月)〜31日(月)までの期間に手続きをしてください。

■認定請求の手続きはお済みですか?
児童扶養手当は、次の支給要件に該当する、18歳(心身におおむね中度以上の障がいがある時は20歳未満)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

まだ手当の請求をされていない方は、子ども課窓口で手続きをしてください。
支給要件
・父母が離婚した児童
・父または母が死亡または生死不明の児童

▼問合せ先
福祉介護課(内線397)

特別児童扶養手当

受給者の方へ

特別児童扶養手当は、心や身体に障がいを持つ20歳までの児童を養育している父母や養育者に対して支給される手当です。

▼問合せ先
子ども課(内線325)

特別児童扶養手当は、心や身体に障がいを持つ20歳までの児童を養育している父母や養育者に対して支給される手当です。

この届は、引き続き手当を受けられるかどうかを判断する大切な手続きです。届出をしないと手当を受けられなくなり、手当を受けられなくなりますので、忘れずに手続きしてください。